

福島県パラスポーツ指導者協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、福島県パラスポーツ指導者協議会（以下、「本会」という。）と称する。
(事務局)

第2条 本会の事務局は下記に置く。

福島県福島市杉妻町2番16号 福島県企画調整部文化スポーツ局スポーツ課
公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会内

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公認パラスポーツ指導者等の統括団体として、福島県における障がい児・者とその家族等が、スポーツをとおして障がい児・者の生活の質（以下、「QOL：Quality of Life」という）の向上及び社会に起因するさまざまな課題を解決するための力を身に着けるために必要な支援を行う。そのために指導者自身の資質の向上並びに指導に携わる者として必要な自己研鑽を図る。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障がい児・者とその家族等に対するスポーツ活動支援
- (2) 指導者等の自己研鑽に必要な研修・講習会の開催
- (3) 地域スポーツの振興に関わる事業の開催
- (4) 障がい当事者が関わる各種事業協力
- (5) 関係団体及び競技団体の事業協力及び共同開催
- (6) パラスポーツ医学委員会との連携
- (7) 指導者相互の連携調整及びパラスポーツに関する情報提供
- (8) その他目的達成に必要な事業

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会の会員は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下、「JPSA」という。）の公認パラスポーツ指導者制度の有資格者（以下、「指導者等」という。）で、福島県在住または福島県を活動拠点としている者とする。

- (1) パラスポーツ指導者
- (2) パラスポーツトレーナー
- (3) パラスポーツ医

(4) パラスポーツコーチ

(退会)

第6条 会員の退会は、次のとおりとする。

- (1) 本人より、退会の申し出があった場合
 - (2) J P S A 倫理規程に違反し、本会の懲罰規程により退会処分を受けた者
 - (3) J P S A 公認登録制度の更新をせず、復権期限を過ぎた者
 - (4) その他 本会の名誉を著しく汚したと、役員会が認めた者
- (会費)

第7条 本会運営の会費は、J P S A 公認指導者登録費からの活動費を主な財源とし、これを本会の運営費とする。

2 事業運営のため、やむを得ず会員から会費を別途徴収する場合は、総会にこれを諮り、承認を得なければならない。

3 会員の登録及び会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員

(役員)

第8条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 支部代表 1名
- (4) 専門部会代表 1名
- (5) 顧 問 若干名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 会 計 2名
- (8) 監 事 2名以内

2 支部代表及び専門部会代表は、支部会及び部会における互選により選出する。

3 本会は、必要に応じて顧問を委嘱することができる。顧問は本会の会員のうち、顕著な貢献を行った会員から推挙することができる。

4 本会は、必要に応じて相談役を委嘱することができる。相談役は学識・有識経験者で、本会に必要な情報及び知識をもって助言できる者とする。本会の会員でなくても推挙することができる。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故若しくは欠けた時はその職務を代行する。
- (3) 支部代表は各支部を代表し、支部全体を統括する。

- (4) 専門部会長は各専門部会を代表し、専門部会を統括する。
- (5) 顧問は会長の諮問に応じて役員会及び総会に出席し、意見を述べる。
- (6) 部会長は各部会を運営統括する。
- (7) 事務局長は事務局を統括する。
- (8) 会計は本会の会計を管理する。
- (9) 監事は本会、支部・各部会の会計及び業務を監査する。
- (10) 相談役は本会の事業運営に対して助言を行う。

(役員の選任)

第10条 役員の選任は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、総会において会員より選任する。自薦他薦を問わない。
- (2) 支部代表は、支部全体会議において各支部長の中から選任する。
- (3) 専門部会長は、部会において各部の代表から定める。
- (4) 事務局長は事務局員の中から候補者を推薦し、役員会において選任する。
- (5) 会計は、役員会において、会員の中から選任する。
- (6) 監事は、役員会において、会員の中から選任する。このほか、外部監査を選任することができる。
- (7) 顧問は、本人の承諾を得て、役員会の決議によって会長が委嘱する。
- (8) 相談役は、本人の承諾を得て、役員会の決議によって会長が委嘱する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 顧問及び相談役以外の役員の任期は選任後2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 顧問及び相談役以外の役員の任期は、最大5期10年までとする。
- (4) 顧問の任期は特に定めない。ただし、本人の退任の申し出があった場合、役員会の決議によって解任することができる。
- (5) 相談役の任期は選任後1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 ただし、東北ブロックバラスポーツ指導者協議会の事務局が輪番となり、本県の役員等が東北ブロックの業務を役員が兼任する場合は、JPSAよりの人件費補助を得て東北ブロック事務局兼業費用として報酬を支払うことができる。
- 3 役員には、本会旅費規程により会議にかかる費用弁償をすることができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第13条 本会の会議は総会、臨時総会、役員会、委員会、支部全体会議、各支部総

会、各支部役員会、専門部会、各部会とする。

(会議の開催方法)

第14条 会議は、対面開催、オンライン開催、対面とオンラインのハイブリッド開催のほか、書面開催及び電磁媒体（メール）承認により開催することができる。ただし、重要事項（予算、決算等）の審議については、対面、書面及びオンライン開催とする。

第6章 総会

(開催)

第15条 総会は本会の最高議決機関とし、定期総会として年1回開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

2 総会は会長が招集する。

3 総会は会員の半数の出席がなければ開会することができない。

(権能)

第16条 総会は、本会に関する次の事項について決定する。

(1) 会長及び副会長の選任

(2) 事業計画及び事業報告（各支部及び各専門部会、委員会を含む）

(3) 予算及び決算（支部及び専門部会、委員会を含む）

(4) 本会規約並びに諸規程の制定及び改廃

(5) その他 協議事項

(議長)

第17条 総会の議長は、会長があたる。

2 会長が事故若しくは欠けた時は、副会長がその職務を代行する。

(決議)

第18条 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。この場合、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

(表決委任)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、委任状を提出することで、あらかじめ通知された事項に限り表決を委任することができる。この場合、第15条第3項の適用により出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会に出席した会員の氏名

(3) 議決事項

(4) 議事の経過概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 総会の書記は、会員の中から選出し議事録を作成する。
- 3 議事録は、議長のほか出席した会員の中から選任された議事録署名人を2人が署名及び押印しなければならない。
- 4 議事録署名は、電子媒体（電子印鑑）による署名を有効とする。

第7章 役員会

（開催）

第21条 役員会は、定期役員会として年1回以上開催する。

- 2 役員会は会長が招集する。
- 3 役員会は、半数の出席がなければ開会することができない。

（権能）

第22条 役員会は、本会に関する次の事項について決定する。

- (1) 事務局長・会計・監事の選任
- (2) 顧問・相談役の選任
- (3) 本会の運営に関する事項の決定及び部間の調整

（議長）

第23条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が事故若しくは欠けた時は、副会長がその職務を代行する。

（議決）

第24条 役員会の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決とする。

第8章 支部・専門部会

（設置目的）

第25条 本会の事業を遂行するため、各支部・各専門部会を設けることができる。

（構成）

第26条 支部・専門部会は、下記のとおりとする。

- (1) 支部
 - (2) 情報部会
 - (3) 指導研修部会
 - (4) トレーナー部会
- 2 支部は次のとおりとし、支部毎に支部長1名、副支部長2名以内、事務局1名、会計1名を置くことができる。
県北支部・県中支部・県南支部・会津支部・いわき支部・相双支部
 - 3 専門部会は、部会毎に部会長1名、副部会長若干名、事務局1名、会計1名を置くことができる。

(規程)

第27条 支部及び専門部会の設置細則は、別にこれを定める。

第9章 委員会

(設置目的)

第28条 本会の事業を遂行するため、必要に応じて委員会を設けることができる。

(構成)

第29条 委員会は、下記のとおりとする。

- (1) 医学委員会
- (2) その他、本会が必要と認めた委員会

(規程)

第30条 委員会の設置細則は、別にこれを定める。

第10章 事務局

(設置)

第31条 本会は事務を執行するための事務局を設置する。

- 2 事務局は、本会の事務を円滑に進めるために複数人置くことができる。
- 3 事務局員の中から、役員会の決議に基づき事務局長1名を置く。

(事務局長の職務)

第32条 事務局長は事務局を統括する。

- 2 事務局長に事故ある場合は、事務局員が業務を代行する。

第11章 個人情報の管理

(個人情報の保護)

第33条 本会の個人情報については、「JPSA個人情報の取り扱い」に準ずる。

- 2 当事者の知り得た個人情報及び医療情報を外部に漏らしてはならない。
- 3 当事者の知り得た個人情報を他に流用してはならない。

第12章 会員の遵守事項

(行動規範)

第34条 会員は、次の事項を遵守し、パラスポーツに携わる者として適正な指導及び組織運営を行わなければならない。

- (1) 高い公共性と社会性を兼ね備え、その社会的な意義や使命を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動すること
- (2) スポーツ・インテグリティ（高潔性）の確保とともに、常に公明正大、且つ、健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図ること。

- (3)身体的・精神暴力及びハラスメント行為を行わないことや個人の人権や個性・人格を尊重し、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (4)パラスポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮し、事故防止等に必要な施策を講じること。
- (5)アンチ・ドーピング、薬物乱用防止及びクラス分け等における不正行為の禁止に積極的に取り組むこと。

第13章 補則

第35条 本規約の改正は総会の決議による。

附則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成17年6月1日から施行する。
- 3 この規程は平成22年6月26日から施行する。
- 4 この規程は平成24年6月13日から施行する。
- 5 この規程は平成25年4月1日から施行する。
- 6 この規程は平成27年4月19日から施行する。
- 7 この規程は平成30年5月26日から施行する。
- 8 この規程は令和6年5月12日から施行する。
- 9 この規約は令和8年5月6日施行する。

「福島県障がい者スポーツ指導者協議会設置規程」を廃止し、「福島県パラスポーツ指導者協議会規約」に名称を改め全面改訂とする。

福島県パラスポーツ指導者協議会 支部運営規程

(目的)

第1条 この規程は、福島県パラスポーツ指導者協議会（以下、「本会」という。）規約27条に基づき、支部の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本会に、次の支部を置く。

- (1) 県北支部
- (2) 県中支部
- (3) 県南支部
- (4) 会津支部
- (5) いわき支部
- (6) 相双支部

(事業)

第3条 支部は、本会の目的達成に寄与するため、その区域内において次の事業を行う。

- (1) 地域における障がい児・者とその家族等に対するスポーツ活動支援
- (2) 地域スポーツの振興に係る事業の企画及び立案
- (3) 支部内の会員相互の連絡調整
- (4) 本部が実施する事業への協力
- (5) その他、当該支部において必要と認める事項

(組織及び役員)

第4条 支部は、その区域内に居住または勤務する本会会員をもって構成する。

2 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以内
- (3) 事務局 1名
- (4) 会計 1名

3 前述の役員は、各支部総会にて、支部会員の互選により選出する。

4 支部長は、支部を代表し事務を掌理する。

5 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理する。

6 本会役員である支部代表は、各支部の支部長の互選により選出する。

(支部全体会議)

第5条 全支部の連携及び情報共有を図るため、支部全体会議を置く。

2 支部全体会議は、各支部長、副支部長をもって構成する。

3 支部全体会議における事務局は、支部事務局が輪番でこれにあたる。

4 支部全体会議は、会長が招集する。

5 支部全体会議は、第2項のうち、過半数の出席がなければ開会することはできない。

- 6 支部全体会議の議長は、会長があたる。会長が事故若しくは欠けた時は、副会長がその職務を代行する。
- 7 支部全体会議は、年度に1回以上開催し、各支部の事業計画及び事業計画、運営費及び事業費の予算配分を協議し、役員会において審議する。
- 8 各支部間の収支予算及び決算の決議は、総会において審議し、決議する。

(支部会議)

第6条 各支部に、支部総会及び支部役員会を置く。

- 2 支部総会は、各支部の最高意思決定機関として、毎年度1回以上開催し、事業計画、収支予算、役員の選任等について決議する。
- 3 支部役員会は、各支部の役員で構成し、事業の執行及び支部総会に付議する事項を決議する。
- 4 支部総会及び支部役員会は、支部長が招集する。
- 5 支部総会及び支部役員会は、第4条第1項のうち、過半数の出席がなければ開会することはできない。
- 6 議長は、支部長があたる。支部長が事故若しくは欠けた時は、副支部長がその職務を代行する。

(事業計画)

第7条 支部長は、毎年度開始前に、翌年度の事業計画及び収支計画を支部役員会において策定し、支部総会において決議し、かつ役員会及び総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により承認された事業計画又は収支予算を変更しようとする場合も、同様の手順を経るものとする。
- 3 支部長は、支部総会で決議した内容について、支部全体会議に報告しなければならない。

(事業報告)

第8条 支部長は、毎年度終了後30日以内に、当該年度の事業報告書及び収支決算書を支部役員会にて作成し、支部総会において決議し、かつ役員会及び総会の承認を得なければならない。

- 2 支部長は、支部総会で決議した内容について、支部全体会議に報告しなければならない。

(活動費の収入)

第9条 支部の活動に要する経費（以下、「活動費」という）の財源は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 本会の運営費（予算配分額）
- (2) 事業に伴う参加費、受講料等の収入
- (3) 補助金、助成金

(4) 前各号に掲げるもののほか、支部運営に関連する雑収入
(予算の承認)

第10条 支部は、年度開始前に当該年度の事業計画書および収支予算書を会長に提出し、役員会及び総会にて承認を得なければならない。

(活動費の支出・使途)

第11条 活動費は、次の各号に掲げる部会活動に直接必要な経費に使用することができる。

- (1) 会議費（会場借上料、資料作成代等）
 - (2) 調査研究費（アンケート実施費用、文献購入費等）
 - (3) 旅費（部会活動に伴う移動経費）
 - (4) 謝礼（外部講師、専門家への謝礼）
 - (5) 事業運営費（イベント開催に必要な備品、消耗品費等）
 - (6) その他部会の目的達成のために会長が必要と認めた経費
- (支出の制限)

第12条 前条3号の旅費については、本会が定める「旅費規程」のほか、各事業において定める旅費規程に準ずるものとする。

2 前条第4号の謝礼については、本会が定める「謝金規程」に準ずるものとする。
(経理および精算)

第13条 支部の会計事務は、原則として各支部事務局が行う。

2 支部において経費を立替払いした場合は、領収書を添付の上、速やかに所定の請求書類により本部会事務局に請求するものとする。

3 支部は、年度終了後30日以内に、事業報告書および収支決算書を会長に提出しなければならない。

(余剰金の取扱い)

第14条 年度末において活動費に余剰が生じたときは、これを本会の一般会計に繰り入れるものとする。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

(内規の策定)

第15条 支部は、その運営を円滑に行うため、この規程に反しない範囲において、独自の支部運営内規を定めることができる。ただし、内規を定めたときは役員会及び総会の承認を得るものとする。

(附則)

この規程は、令和8年5月6日から施行する。

福島県パラスポーツ指導者協議会 専門部会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、福島県パラスポーツ指導者協議会（以下、「本会」という。）規約第25条第3項の規定に基づき、本会内に設置する専門部会（以下、「部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本会に、次の専門部会を置く。

- (1) 指導研修部会
- (2) トレーナー部会
- (3) 情報部会

(所掌事項)

第3条 部会は、次に掲げる事項を調査又は実施する。

- (1) 本会から諮問された事項
- (2) 各部会の専門分野における事業計画及び事業報告
- (3) 各部会の予算及び決算
- (4) 各部会の運営内規の改廃
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 部会は、本会会員の中から活動を希望する会員をもって構成する。

2 各部会の定数は設けない。ただし、必要に応じて会長はこれを変更することができる。

3 部会員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 各部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 事務局 1名
- (4) 会計 1名

2 部会長及び副部会長は、部会委員の互選により選出する。

3 部会長は部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

5 本会役員となる専門部会代表は、部会長の互選により選出する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところ

ろによる。

(報告)

第7条 部会長は、部会における検討結果、事業経過及び結果について、速やかに専門部会代表及び役員会へ報告しなければならない。

(活動費の収入)

第8条 部会の活動に要する経費（以下、「活動費」という）の財源は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 本会の運営費（予算配分額）
- (2) 事業に伴う参加費、受講料等の収入
- (3) 補助金、助成金
- (4) 前各号に掲げるもののほか、部会運営に関連する雑収入

(予算の承認)

第9条 部会は、年度開始前に当該年度の事業計画書および収支予算書を会長に提出し、役員会及び総会にて承認を得なければならない。

(活動費の支出・使途)

第10条 活動費は、次の各号に掲げる部会活動に直接必要な経費に使用することができる。

- (1) 会議費（会場借上料、資料作成代等）
- (2) 調査研究費（アンケート実施費用、文献購入費等）
- (3) 旅費（部会活動に伴う移動経費）
- (4) 謝礼（外部講師、専門家への謝礼）
- (5) 事業運営費（イベント開催に必要な備品、消耗品費等）
- (6) その他部会の目的達成のために会長が必要と認めた経費

(支出の制限)

第11条 前条3号の旅費については、本会が定める「旅費規程」のほか、各事業において定める旅費規程に準ずるものとする。

2 前条第4号の謝礼については、本会が定める「謝金規程」に準ずるものとする。

(経理および精算)

第12条 本部会の会計事務は、原則として本部会事務局が行う。

2 本部会において経費を立替払いした場合は、領収書を添付の上、速やかに所定の請求書類により本部会事務局に請求するものとする。

3 本部会は、年度終了後30日以内に、事業報告書および収支決算書を会長に提出しなければならない。

(余剰金の取扱い)

第13条 年度末において活動費に余剰が生じたときは、これを本会の一般会計に繰り入れるものとする。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

(部会独自の運営)

第14条 この細則に定めるもののほか、各部会の運営に関し必要な事項は、各部会において別に定めることができる。ただし、その内容は本会の規約及び本運営細則に抵触するものであってはならない。

2 前項の内規を定めたときは、部会長は速やかに役員会及び総会にて承認を得るものとする。

(事務局)

第15条 部会の事務は、各部会の事務局において行う。

(附則)

この細則は、令和8年5月6日から施行する。

福島県パラスポーツ指導者協議会 指導研修部会運営内規

(名称)

第1条 本部会は、福島県パラスポーツ指導者協議会 指導研修部会（以下、「指導研修部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この内規は、福島県パラスポーツ指導者協議会専門部会運営細則第14条の規定に基づき、指導研修部会の円滑な運営及び事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会員)

第3条 指導研修部会は、福島県パラスポーツ指導者協議会（以下、「本会」という。）の会員から、指導研修部会の活動を希望する者からなる。

2 前項の者は、支部活動と重複してもかまわない。

(活動内容)

第4条 指導研修部会は、指導者等として必要な理論及び知識を学ぶための事業の企画、実施及び運営協力を行う。

- (1) 指導者研修会・講習会の企画、実施及び運営
- (2) 指導理論・技術に関する調査、研究及び資料作成
- (3) スポーツ指導に関する最新情報の収集、調査および提供
- (4) 公認スポーツ指導者の更新研修に係る事務調整
- (5) ガバナンス及びコンプライアンスの研修・講習会の開催
- (6) 競技専門指導員（審判）等の育成
- (7) 東北ブロックパラスポーツ指導者協議会指導研修部会における研修会の企画、運営
- (8) その他、指導者等の育成に関し必要な事項

(年間計画の策定)

第5条 部会長は、毎年度開始前に翌年度の年間研修計画案を作成し、収支計画とともに、部会、役員会及び総会の承認を得なければならない。

2 研修計画には、開催時期、テーマ、対象者、予算案を盛り込むものとする。

(研修会の実施)

第6条 研修会の実施にあたり、部会長は必要に応じて部から「実行担当者」を指名することができる。

2 外部講師の選定にあたっては、部会において候補者を協議し、役員会の同意を得て委嘱するものとする。

(謝金・旅費)

第7条 研修会に招聘する講師の謝金及び旅費は、協議会が定める「謝金規定」に基づき、予算の範囲内で執行する。

(事業報告)

第8条 部会長は、各研修会の終了後30日以内に、次の事項を含む事業報告書を作成し、部会、役員会及び総会の承認を得なければならない。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 参加者数及び名簿
 - (3) 実施内容及びアンケート等の結果概要
 - (4) 収支決算
- (委任)

第9条 この内規に定めるもののほか、指導研修部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(附則)

この内規は、令和8年5月6日から施行する。

福島県パラスポーツ指導者協議会 情報部会運営内規

(名称)

第1条 本部会は、福島県パラスポーツ指導者協議会 情報部会（以下、「情報部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この内規は、福島県パラスポーツ指導者協議会専門部会運営細則第14条の規定に基づき、情報部会の円滑な運営及び事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会員)

第3条 情報部会は、福島県パラスポーツ指導者協議会（以下、「本会」という。）の会員から、情報部会の活動を希望する者からなる。

2 前項の者は、支部活動と重複してもかまわない。

(活動内容)

第4条 情報部会は、本県の指導者等への情報提供を行うとともに、当事者に対し、情報を届ける役割を担う。本県の各関係団体、競技団体と連携調整し、パラスポーツ活動の広報啓発を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 本会ホームページ、SNS、広報誌等の運営および管理
- (2) 指導者向け広報資料の原稿作成（NOLIMIT）
- (3) 本会事業の記録（写真・動画等）および保存
- (4) 東北ブロックパラスポーツ指導者協議会情報部会の活動
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

(年間計画の策定)

第5条 部会長は、毎年度開始前に翌年度の事業計画を作成し、収支計画とともに、部会、役員会及び総会の承認を得なければならない。

(事業報告)

第6条 部会長は、各研修会の終了後30日以内に、次の事項を含む事業報告書を作成し、部会、役員会及び総会の承認を得なければならない。

- (1) 広報誌等の原稿作成
- (2) ホームページ等の更新状況および閲覧状況（アクセス数等）
- (3) 収集した情報・資料の活用状況
- (4) 収支決算

(情報の提供依頼)

第7条 部会長は、活動に必要な資料や情報の提供を、他の専門部会（指導研修部会、トレーナー部会）および本会事務局に求めることができる。

(広報媒体の管理)

第8条 本部会が運用するホームページ等のIDおよびパスワードは部会長が厳重に管理

し、情報の更新にあたっては、事前に協議会事務局と内容を確認しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 本部会は、活動にあたり、個人情報の保護に関する法律及び本会規約第33条を遵守しなければならない。

(委任)

第10条 この内規に定めるもののほか、情報部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(附則)

この内規は、令和8年5月6日から施行する。

福島県パラスポーツ指導者協議会 トレーナー部会運営内規

(名称)

第1条 本部会は、福島県パラスポーツ指導者協議会 トレーナー部会（以下、「トレーナー部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この内規は、福島県パラスポーツ指導者協議会専門部会運営細則第14条の規定に基づき、トレーナー部会の円滑な運営及び事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会員)

第3条 トレーナー部会は、福島県パラスポーツ指導者協議会（以下、「本会」という。）の会員から、トレーナー部会の活動を希望する者からなる。

2 前項の者は、支部活動と重複してもかまわない。

(活動内容)

第4条 トレーナー部会は、本県における大会及びスポーツ事業への協力を行うと共に、各競技団体、医療関係者・機関等と連携し、パラアスリート等に対し、助言・指導を行うことを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 本県で開催されるパラスポーツ大会等におけるトレーナー派遣及び救護活動の統括
- (2) トレーナーの技術向上を目的とした研修会・勉強会の企画及び立案
- (3) 本県競技団体に対するトレーナー活動の推進
- (4) 本県の医療従事者等へのパラスポーツの活動推進及び啓蒙活動
- (5) 東北ブロックパラスポーツ指導者協議会トレーナー部会の活動
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項

(年間計画の策定)

第5条 部会長は、毎年度開始前に翌年度の年間計画案を作成し、収支計画とともに、部会、役員会及び総会の承認を得なければならない。

2 前条第1項(2)については、開催時期、テーマ、対象者、予算案を盛り込むものとする。

(研修会の実施)

第6条 研修会の実施にあたり、部会長は必要に応じて部から「実行担当者」を指名することができる。

2 外部講師の選定にあたっては、部会において候補者を協議し、役員会の同意を得て委嘱するものとする。

(トレーナーの派遣)

第7条 競技団体等からトレーナー派遣の依頼があった場合、部会長は速やかに内容を検討し、適任者を決定して派遣する。

2 派遣された部会員は、活動終了後、速やかに「トレーナー活動報告書」を部会長に提

出しなければならない。

(事故・トラブルへの対応)

第8条 活動中に事故が発生した場合、当該トレーナーは直ちに応急処置を行い、部会長および本会事務局へ速やかに報告しなければならない。

2 本部会が従事する活動については、主催者に対しスポーツ保険の加入の確認をするものとする。

3 本部会において、スポーツ安全保険に加入することができる。ただし、費用は自己負担とする。

(備品の管理)

第9条 トレーナー部会が保有する物のうち、本会及び本部会において購入した救護資材(テーピング、AED、担架等)は、部会長の責任において適切に管理し、消耗品の補充については予算の範囲内で事務局に依頼するものとする。

(謝金・旅費)

第10条 勉強会に招聘する講師の謝金及び旅費は、本会が定める「謝金規定」に基づき、予算の範囲内で執行する。

2 トレーナー派遣に伴う手当及び旅費は、依頼元団体との協議により決定した額を支給する。

(事業報告)

第11条 部会長は、各研修会の終了後30日以内に、次の事項を含む事業報告書を作成し、部会、役員会及び総会の承認を得なければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 参加者数及び名簿

(3) 実施内容及びアンケート等の結果概要

(4) 収支決算

(委任)

第12条 この内規に定めるもののほか、トレーナー部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(附則)

この内規は、令和8年5月6日から施行する。

福島県パラスポーツ指導者協議会旅費規程

(定 義)

本規程の「旅費」とは、総会及び役員会で承認された本会活動及びそれに付随する諸会議等について発生する旅費のうち、予算の範囲内において事務局長が承認したものとする。

(金 額)

当協会の旅費は次のように定める。

日当：2,000円（弁当支給代含）

交通費：1km20円として計算する。

高速代：支給しない。

JR：普通料金、特急料金の範囲で実費

飛行機・バス：実費

宿泊費：8,000円を限度として実費精算

旅費が発生した時は事前・事後に直ちに会計に対して旅費清算をすること。

(旅費の精算)

旅費が発生した場合は、直ちに所定の旅費精算書を事務局へ提出の上精算を行うこと。

その際は領収書またはその写しを提出すること。

(その他)

このほか、助成事業等の旅費支給については、距離に関わらず助成事業申請予算どおりとする。

この規程は、平成27年4月19日より施行する。

この規程は、令和8年5月6日より施行する。

福島県パラスポーツ指導者協議会謝金規程

(定 義)

本規程の「謝金」とは、本会の事業遂行及びそれに付随する諸会議等について発生する謝金のうち事務局が承認したものとする。

(金 額)

当協会の謝金は次のように定める。

半日 1, 0 0 0 円以内

一日 2, 0 0 0 円以内

(その他)

このほか、助成事業等に関する謝金については、各助成申請事業に申請した予算額とする。

この規定は、平成27年4月19日より施行する。

この規程は、令和8年5月6日より施行する。

福島県パラスポーツ指導者協議会
協議会活動費助成事業運用規程

(設置)

第1条 協議会活動費助成事業費は、日本パラスポーツ協会が、公認パラスポーツ指導者の登録及び更新時に納めている会費の一部が、各都道府県パラスポーツ指導者協議会の活動費として配分されているものである。その活動費の使途方法について運用規定を定め、適切に会計処理をするものとする。

また、本会に対して支援・寄付等の振興を促進するための寄附行為もこの運用規定に準ずる。

(会計事務局)

第2条 本運用規定の会計事務局は福島県パラスポーツ指導者協議会に置く。

(目的)

第3条 運用規定は本会と本会各支部及び各専門部会が主催・共催・後援する障がい者スポーツに係る行事に対し、指導者協議会が認めたものに対して交付する事を目的にする。

また、障がい者スポーツ指導、および普及・振興を図る必要性があると認めた用具等についても同様にする。

(範囲)

- 第4条 (1) 本会が主催の時
(2) 本会が共催の時
(3) 本会が後援の時
(4) 本会が協賛の時
(5) 本会が必要と認めた用具の購入

(交付金額)

- 第5条 (1) 主催の時5万円以内
(2) 主管の時4万円以内
(3) 共催の時3万円以内(名義共催は対象外)
(4) 後援の時2万円以内(名義後援は対象外)
(5) 協賛の時1万円以内

(6) 認めた用具の時は別途協議

(申請方法)

第6条 本会・支部・専門部会は、別に定める様式1に必要事項を明記し開催日の30日前まで指導者協議会事務局まで提出しなければならない。

(決定)

第7条 本会に申請があった時は、役員会において速やかに審査し、決定結果を申請個所に通知する。会長が不在の時は副会長がこの任に当る。

(振込み)

第8条 役員会が決定した交付額は、会計が指定の銀行口座に振り込む。

(報告)

第9条 交付を受けた支部及び専門部会は、行事終了後1月以内に様式2を会長まで提出する。

(監査)

第10条 運用規定の会計監査は役員が行なう。

(会計)

第11条 会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

付 則 この規程は平成14年9月7日から施行する。

この規程は令和8年5月6日から施行する。

〇〇交付申請書

令和 年 月 日

福島県パラスポーツ指導者協議会長 様

申請者 福島県障がい者スポーツ指導者協議会
支部・部会長 印

下記により、（題名） _____ を開催したいので、
関係書類を添えて申請します。

記

行 事 の 名 称	
主催者（団体）名	
他に共催・後援をする 者がある場合その名称	
申 告 の 区 分	主催 主管 共催 後援 協賛
開 催 期 間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
開催場所（会場）	
対 象 及 び 人 員	
料 金 徴 収 有 無	有（ 円） 無
連 絡 責 任 者	
そ の 他 （振込銀行口座番号）	

※ 添付書類 事業の目的及び計画を明らかにする書類（大会要項等）

令和 年 月 日

報 告 書

福島県パラスポーツ指導者協議会長 様

申請者 福島県パラスポーツ指導者協議会
支部・部会長 印

令和 年 月 日付けで（ ）を得て実施しました行事の実施状況は、
下記のとおりでしたので報告致します。

記

行 事 名	
状 況	参加人数 人 大会内容
指導者等数	公認パラスポーツ指導者数 名 公認パラスポーツトレーナー 名 公認パラスポーツ医 名
報告書類	決算書・写真